

原子力発電所事故による経済被害対応本部の開催について

平成 23 年 4 月 11 日
内閣総理大臣決裁

1. 福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故による経済被害についての対応の枠組みの検討等を行うため、原子力発電所事故による経済被害対応本部（以下「本部」という。）を開催する。
2. 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。

本部長	原子力経済被害担当大臣
副本部長	内閣官房長官 財務大臣 文部科学大臣 経済産業大臣
本部員	総務大臣、法務大臣、外務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣、国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣（防災）、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、内閣府特命担当大臣（金融）、国家戦略担当大臣、本部長が指名する内閣官房副長官
事務局長	本部長が指名する副大臣
事務局長代理	本部長が指名する内閣官房副長官及び内閣総理大臣補佐官
3. 本部の庶務は、経済産業省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。

原子力発電所事故による経済被害対応本部
構成員

本部長	海江田 万里	原子力経済被害担当大臣
副本部長	枝野 幸男	内閣官房長官
	野田 佳彦	財務大臣
	高木 義明	文部科学大臣
	海江田 万里	経済産業大臣
本部員	片山 善博	総務大臣
	江田 五月	法務大臣
	松本 剛明	外務大臣
	細川 律夫	厚生労働大臣
	鹿野 道彦	農林水産大臣
	大畠 章宏	国土交通大臣
	松本 龍	環境大臣
	北澤 俊美	防衛大臣
	中野 寛成	国家公安委員会委員長
	松本 龍	内閣府特命担当大臣（防災）
	蓮 舫	内閣府特命担当大臣 （消費者及び食品安全）
	与謝野 馨	内閣府特命担当大臣 （経済財政政策）
	自見 庄三郎	内閣府特命担当大臣（金融）
	玄葉 光一郎	国家戦略担当大臣
	仙谷 由人	内閣官房副長官
事務局長	鈴木 寛	文部科学副大臣
事務局長代理	福山 哲郎	内閣官房副長官
	細野 豪志	内閣総理大臣補佐官

海江田経済産業大臣の閣議後大臣記者会見の概要（抜粋）

平成23年4月11日（月）

17:40～17:46

於：記者会見室

（経済被害対応本部の開催について）

まず、本日先ほど官邸で菅総理から、原子力事故に関する経済被害対応の本部、その本部長に任せられました。特命担当大臣ということで、経済産業大臣の立場を離れて、この問題にしっかり取り組むようにというお話がございました。

その上で、ちょうど今日は地震から1ヶ月でありますけれども、この間原子力の事故によって、多くの地域の住民の皆様方に避難を余儀なくすることになり、あるいは農業の方、企業の方に原子力事故がもとで多くのご迷惑をおかけしていることにつきまして、本当にお詫びを申し上げます。そして、そうした皆さん方がこうむった被害に対して、しっかりとした補償をしていかなければいけない。まず、その第一義的な責任は言うまでもありませんが、東京電力でありますので、東京電力はそうした賠償の責任から逃れることなく、しっかり向き合っていただきたいと思います。

そして、この東京電力の損害賠償についてですが、いま東京電力がきちんと1都8県に電力供給をしておりますから、そういう責任を果たす中で、事業体として収益を上げて、その収益から賠償できるような体制をとらなければいけない。それについては、政府としてもしっかりと対応をしていくということです。

それから、被害を受けた方、経済的な損失をこうむった皆様方、この方々に対する賠償、これもしっかりとやらなければいけません。その意味では、まず東京電力にしっかりやってもらいますが、それが本当に十分満足のいくものになるように、政府としてもしっかりと支援をしたいと思っております。

それから、例の仮払いの話ではありますが、これも今日本部ができましたので、この本部の中で関係各省とよく協議をして、この仮払いが一刻も早く実行されるように、今日改めて私から指示を行ったところであります。

原子力災害被害者に対する緊急支援措置について
(原子力発電所事故による経済被害対応本部決定)

平成 23 年 4 月 15 日

1. 東京電力（株）福島第一原子力発電所で発生した事故に関しては、原子力損害の賠償に関する法律（以下「原賠法」という。）に基づき設置される原子力損害賠償紛争審査会（以下「審査会」という。）において、原子力損害の範囲の判定の指針等が定められ、被害者に対する賠償が実施されることになるが、現状において、未だ事態が収束していないことから、具体的な損害の発生状況を確認しつつ、当該指針を策定するには一定の時間が必要となると見込まれる。
2. しかしながら、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）の規定に基づく指示に従い避難・屋内退避を余儀なくされている住民の方々については、審査会の結論を待つことなく、その厳しい生活環境に鑑み速やかに支援措置を講じることが必要である。
3. そのため、原災法の規定に基づく指示に従い避難・屋内退避を行っている住民の方々に対しては、東京電力（株）は、被災者生活再建支援法の規定により地震や津波により家屋が倒壊した被災者に支給金が支払われることを踏まえつつ、避難・屋内退避による損害への充当を前提に、当面の必要な資金を可及的速やかに給付する。なお、この資金については、将来、具体的な損害が確定した段階で発生する損害賠償額の仮払いと位置づけるものとし、政府は、原賠法に

基づいて、原子力損害賠償補償契約（東京電力（株）福島第一原子力発電所に係る賠償措置額は1200億円）に即して適切に対応するものとする。

4. 同時に、避難・屋内退避を余儀なくされている住民の方々と同様に、出荷停止等を余儀なくされた農林水産業者、中小企業の方々をはじめとする、原子力損害被害者が適切な賠償を出来る限り速やかに受けられるよう、原賠法の規定に基づき、原子力損害の範囲の判定の指針等の策定を速やかに進めていくとともに、被害者の保護等を図るために必要な支援を講じることとする。

以上